

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会費規程

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会定款第9条の規程に基づく会費を次のとおり定める。

(種類)

第1条 本会正会員の会費は、正会員基本会費及び病床数割会費を合計したものと
し、賛助会員の会費は、賛助会員基本会費とする。

(正会員基本会費)

第2条 正会員基本会費は、一律年額130,000円とする。

(正会員病床数割会費)

第3条 病床数割会費は、当該病院の精神科許可病床数により、年額1病床800円
に許可病床数を乗じた金額とする。

2 前項の精神科許可病床数は、毎年度4月1日現在の許可病床数によることとする。

(賛助会員基本会費)

第4条 賛助会員基本会費は、年額30,000円とする。

(中途入会による会費)

第5条 年の中途での入会による会費は、入会の時に本条に定める会費を納入するものとする。

(会費の納入期限)

第6条 会費の納入期限は、毎年度6月末日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。